デジタルコンテンツに関する今後の議論の進め方（案）

資料3

新たな創作形態等

◆インターネットを活用した新たな創作形態などを始めとして、
その他、デジタルコンテンツの特質に応じた制度についての著作権法上の課題の検討

→ 問題点の所在等が十分明確になっておらず、現状や問題点の整理をまず行うことが必要ではないか。

→ ワーキングチーム又は研究会などで課題を整理

→ 必要な措置の検討

→ **「デジタルコンテンツの流通促進法制」の具体的措置へ**

過去のコンテンツの利用（放送番組等）

◆インターネット以外のメディアを想定して製作されたコンテンツを、インターネットで流通させる際に生じる著作権法上の課題の検討（放送番組等）

→ これは、著作物、実演等を含めたコンテンツの利用の円滑化をどう進めていくべきか、そのために克服すべき課題は何か、との問題なのではないか。

→ **過去著作物等小委員会の議論**

※その他の制度の提案、検討すべき事項が出てくれば適宜追加。

※法制問題小委員会に適宜報告し、必要な課題について、適宜検討。

→ 措置すべき事項の選定

→ **「デジタルコンテンツの流通促進法制」の具体的措置へ**